

憲法 28 条と労働組合法を ないがしろにする大弾圧

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
(略称； 関生支部) 組合員の大量逮捕を許すな！

憲法 28 条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の
の団体行動をする権利は、これを保証する。

労働組合法

第 1 条 2 項 (刑事免責)

刑法 35 条の規定 (=法令又は正当な業務に
よる行為は罰しない) は、労働組合の団体
交渉その他の行為で正当なものについては
適用される。

第 8 条 (民事免責)

使用者は、同盟罷業 (どうめいひぎょう；
ストライキ) その他の争議行為であって正
当なものによって損害を受けたとの故をも
って、労働組合又はその組合員に対し賠償
を請求することができない。

警察は、関生支部が行った正当な労働組合
の要求を「ゆすり、たかり」、ストライキを
「威力業務妨害」、抗議を「恐喝」、組合活
動を「組織犯罪」として刑事事件をでっちあ
げています。

滋賀県警と大阪府警は、8 月以降、正当な労
働組合運動を行った関生支部の執行委員や組
合員延べ 40 人 (再逮捕を含む) を逮捕する暴
挙を行いました。容疑は、「恐喝強要未遂」
や「威力業務妨害」です。

8 月 9 日 滋賀県警、湖東生コン協同組合理事長、
同協組登録販売店支店長、連帯労組関西生コン支
部執行委員の計 3 名逮捕

8 月 28 日 滋賀県警、委員長、支部役員 2 名の計 3
名逮捕

9 月 18 日 大阪府警、副委員長、役員、組合員 15
名の計 16 名逮捕

11 月 21 日 大阪府警、委員長 (再逮捕)、書記長、
執行委員ら計 4 名逮捕

11 月 27 日 滋賀県警、関西生コン支部 8 人逮捕 (う
ち 3 人は再逮捕)

具体事例

① 宇部三菱 SS 事件

2017 年 12 月の運賃引き上げと協組の民主
化を要求して行ったゼネストにあたって、
宇部三菱セメント大阪港 SS (貯蔵出荷基地)
で行った要請行動が「強要未遂及び威力業
務妨害」とされた。証拠隠滅の恐れもない
のに、9 カ月も経ってから、現場にいた 16

人全員を根こそぎ逮捕。8 人が起訴されて
いる。

② 中央大阪生コン事件

2017 年 12 月、中央大阪生コン (大阪広域
協の地神副理事長の工場) でのスト行動が
「威力業務妨害」とされた。8 人が逮捕、
うち 5 人は宇部三菱 SS 事件と同じ役員た
ちで、この 5 人が起訴されている。

③ 湖東生コン協同組合事件

2017 年 3~7 月、滋賀県の湖東生コン協同
組合が、大手ゼネコンに対し、生コン安売
り業者でなく、協組から購入するように働
きかけたことが「恐喝未遂」だとされた。
協組の理事長ら事業者 6 人と、関西生コン
労組の委員長や組合員 4 人が逮捕され、起
訴されている。

関生支部に対する大規模刑事弾圧の背景

(以下では、“連帯広報委員会”のサイト「広域協
組+差別排外主義者による“関西支部つぶし”の策動」
を参照した。)

1994 年に設立された近畿 (滋賀、京都、奈良、和歌
山、兵庫、大阪の府県) の生コン関連企業の協同組
合・大阪広域生コンクリート協同組合 (以下、広域
協組) は、1982 年以來の関生支部との対立関係を改
め、対等な労使関係を構築することによってスター
トしました。この間も 10 年単位の周期で混乱を繰り
返しながらかも、2015 年に大阪府下の 3 協同組合 (阪
神生コン協組、レディース生コン協組、広域協組)
が大同団結し、2017 年 12 月 1 日時点では、164 社
189 工場を擁する日本最大の生コン協同組合となっ
ています。

この間、関生支部と広域協組は協力して生コンの
値戻し・値上げを実現したため、今や生コン業界は
軒並み再建基調にあります。この協力関係の中で、
両者間では、生コン製造工場だけでなく、出入り業
者 (ミキサー輸送、セメント輸送、ダンプ) へも値
上げの還元を行うことも約束されていました。

しかし、その広域協組は、4 人組 (木村、地神、
大山、矢倉) と称せられる連中に乗っ取られ、利権
確保の道具となっています。4 人組は、値戻し・値
上げの恩恵を生コン製造工場だけに取り込んでいま
す。

関生支部は、大同団結による値戻し・値上げが実
現したことから、約束であるミキサー輸送・バラ輸
送運賃の引き上げを求めて広域協組執行部と協議を
重ねてきましたが、「運賃を引き上げる」とは言う
ものの、額や時期を明確にしないまま引き延ばして
きました (昨年 12 月時点)。

関生支部は、この約束の履行を求めて昨年末にストライキで闘いましたが、国家権力は、これを「威力業務妨害」や「組織犯罪」として、弾圧に乗り出しています。広域協組も、「対策本部（関生支部対策）」を立ち上げ、10億円もの予算を計上して、ネオナチの差別排外主義者（レイシスト）とまで一体となって、憲法で保障された労働組合の権利を侵害するとともに、関生支部が長年の運動で築いてきた労使の枠組みや集団交渉をつぶすことに奔走しています。

さらに、中小企業等協同組合法の精神を無視して、4人組の意にそぐわない企業には生コン出荷の割り付けを行わないなど、独裁的・恫喝的で不平等な協組運営を行っています。

その4人組の最大の目的は、協同組合運営を正すための「6項目提言（下記注参照）」の実行を求めてきた関生支部を黙らせること、また、関生支部が昨年12月の取り組みによって勝ち取った生コン輸送運賃（日額5万5千円）やセメント輸送運賃（トン当たり510円）の引き上げ（労働者への還元も含まれる）などの成果をなきものにする事です。

注：6項目提言（関生支部が広域協組に実行を求めている争点です。）

① 労働組合と良好な協力関係を築く

広域協組は、業界各社の倒産の危機が進行するなか、1994年に労働組合と業界との協力のもと大阪府下の5つの協同組合が一本化して設立された協同組合です。

しかし、広域協組は、値戻しが進むと労働組合外しを行うとう悪い歴史を繰り返してきました。現在の労働組合への攻撃は、過去の歴史から学ぶことなく、労働組合に対する敵対行為であり、これは業界破滅の道です。

② 協同組合の品位を汚さない

「言うことを聞かない」と称して「おんどれ」とか「いてもうたろか」など、協同組合の品位を汚す行為があった事実を認め、今後かかることの無いようにすること。

③ 理事職は公人職であり、私的利益は慎む

理事職は、公人職であり、この公人は協同組合の組織綱領、理念、総会決定の具体化することを任されているのです。役職を利用して個社又は私的利益の誘導などは一切慎むこと。フェラーリなどの高級車を2台も購入している事業者もおり、役得による利益をむさぼっているのではないか。

④ 生コン経営者会への全社加入

歴史が証明しているとおり、労働組合と協同組合とは共通した課題について相協力することが業界安定の道であると互いに再認識しなければならない。協同組合加入全社が大阪兵庫生コン経営者会に加入するよう約束していながら、この約束を蔑ろにしているのが現在の広域協組である。

⑤ 労使の協力関係を内外に公表する

労使の協力関係が協同組合の基本方針であることを内外に明らかにすること。

売り価格決定には、生コン輸送・バラセメント輸送・ダンプ・骨材などの適正運賃等の反映と環境保全、教育・広報活動などの諸政策費用を考慮すること。この点についても約束をしながら、それを反故にしている。

⑥ 生コンミキサー・セメント輸送運賃引き上げ

現在、生コン市況は値上げ基調で推移しています。2005年以前のころと比べると5000円以上価格が回復しています。この価格回復については、生コンの製造事業者だけでなしえたものではなく、労働組合との協力の下、実現したのである。

広域協組執行部はこういった事実を再認識し、今まで約束してきた生コンミキサーやセメントの輸送業者（その先にいる労働者）に価格回復で得た利益を公正・公平に還元しなければならない。

以下は、18春闘に向かった関生支部書記長・武洋一さんの発言です。

関生支部など労組連合会が追求する基本路線は、中小企業間の競争を抑制するということです。

個社がバラバラの状態では際限のない生コン値下げ競争に陥ってしまいます。だから、縦の構造から横の構造へと変えるということです。そして、セメントメーカー・ゼネコンとの対等取引の実現をめざしています。そのために協同組合に結集し、共同受注・共同販売・シェア運営を行う必要があるわけです。

労使は配分を巡って対立するものです。その対立を乗り越えるには、共通の目標に向かって共同行動を行うことが必要です。そして、中小企業の利益を確保したうえで、労働者の賃金・労働条件の向上を図る必要があります。中小企業にとっても、労働者にとっても、生き残る道はこれしかありません。

広域協組の4人組やそれに従属している一部労組は、この基本路線を否定しています。4人組の利権を確保するために誤った道を選択しています。しかし、必ずや、自らが持ち上げた石で、自らの足を打つことになると確信します。関生支部は、しっかりと団結し、協同組合を強化し、連帯して勝利をめざします。

以上のような、安倍政権が行っている国家権力による労働組合弾圧（国家権力の乱用）は、「大資本にのみ奉仕する国づくり、戦争できる国づくり」のためです。これを許せば、次は、思想の自由、表現の自由の否定につながり、国策に抗う（あらがう）全ての行動が否定される戦争国家になりかねません。

断固とした抗議行動に 起ちましょう！

毎週土曜日（次回は12月1日）には13時30分より大阪府警本部前で抗議行動を行います（1時間程度）。是非、ご参加下さい。

大阪府警本部前（馬場町交差点）への行き方

- ① 地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅下車 1-A号出口より徒歩約6分、1-B号出口より徒歩約5分
- ② 地下鉄中央線「谷町四丁目」駅下車 9号出口より徒歩約5分
- ③ JR大阪環状線「森ノ宮」から大阪城公園の南を
通って西へ10～15分

2018年11月30日発行

若狭の原発を考える会（連絡先：木原 090-1965-7102）